

燕市介護保険運営協議会（第4回）次第

令和5年11月16日（木）午後1時30分～
燕市役所 つばめホール

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 題

(1) 介護保険料について (資料1)

(2) 第9期介護保険事業計画（素案）について (資料2)

(3) パブリックコメントの実施内容について (資料3)

(4) 令和5年度燕市地域包括支援センター委託業務中間評価結果について
(資料4-1、4-2)

(5) その他 (資料5)

4. 閉 会

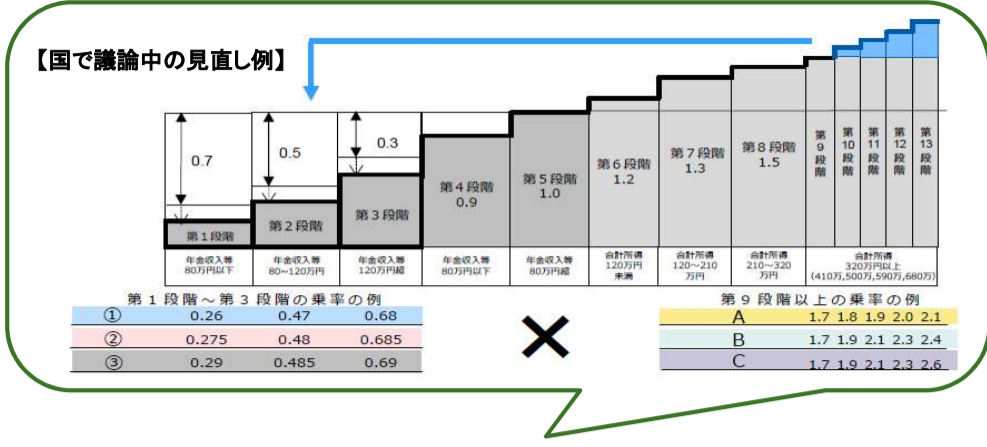
◇第9期介護保険事業計画における保険料多段階化の案

資料1

第8期(R3-R5)の所得段階別介護保険料

	基準額に対する割合	
	第8期 (R3-R5)	月額
第1段階	0.3000	1,890
第2段階	0.5000	3,150
第3段階	0.7000	4,410
第4段階	0.9000	5,670
第5段階	1.0000	6,300
第6段階	1.2000	7,560
第7段階	1.3000	8,190
第8段階	1.5000	9,450
第9段階	1.7000	10,710

【国で議論中の見直し例】



◎第9期も基準額 6,300 円/月 (75,600円/年)の据え置きで設定する場合の所得段階別の保険料と基金取崩額(9パターン)

低所得者の負担 軽

重

高所得者の負担 軽

重

①×A

	基準額に対する割合	
	第9期 (R6-R8)	月額
第1段階	0.2600	1,638
第2段階	0.4700	2,961
第3段階	0.6800	4,284
第4段階	0.9000	5,670
第5段階	1.0000	6,300
第6段階	1.2000	7,560
第7段階	1.3000	8,190
第8段階	1.5000	9,450
第9段階	1.7000	10,710
第10段階	1.8000	11,340
第11段階	1.9000	11,970
第12段階	2.0000	12,600
第13段階	2.1000	13,230
基金取崩額		338,000,000

②×A

	基準額に対する割合	
	第9期 (R6-R8)	月額
第1段階	0.2750	1,733
第2段階	0.4800	3,024
第3段階	0.6850	4,316
第4段階	0.9000	5,670
第5段階	1.0000	6,300
第6段階	1.2000	7,560
第7段階	1.3000	8,190
第8段階	1.5000	9,450
第9段階	1.7000	10,710
第10段階	1.8000	11,340
第11段階	1.9000	11,970
第12段階	2.0000	12,600
第13段階	2.1000	13,230
基金取崩額		322,500,000

③×A

	基準額に対する割合	
	第9期 (R6-R8)	月額
第1段階	0.2900	1,827
第2段階	0.4850	3,056
第3段階	0.6900	4,347
第4段階	0.9000	5,670
第5段階	1.0000	6,300
第6段階	1.2000	7,560
第7段階	1.3000	8,190
第8段階	1.5000	9,450
第9段階	1.7000	10,710
第10段階	1.8000	11,340
第11段階	1.9000	11,970
第12段階	2.0000	12,600
第13段階	2.1000	13,230
基金取崩額		309,500,000

①×B

	基準額に対する割合	
	第9期 (R6-R8)	月額
第1段階	0.2600	1,638
第2段階	0.4700	2,961
第3段階	0.6800	4,284
第4段階	0.9000	5,670
第5段階	1.0000	6,300
第6段階	1.2000	7,560
第7段階	1.3000	8,190
第8段階	1.5000	9,450
第9段階	1.7000	10,710
第10段階	1.9000	11,970
第11段階	2.1000	13,230
第12段階	2.3000	14,490
第13段階	2.4000	15,120
基金取崩額		289,000,000

②×B

	基準額に対する割合	
	第9期 (R6-R8)	月額
第1段階	0.2750	1,733
第2段階	0.4800	3,024
第3段階	0.6850	4,316
第4段階	0.9000	5,670
第5段階	1.0000	6,300
第6段階	1.2000	7,560
第7段階	1.3000	8,190
第8段階	1.5000	9,450
第9段階	1.7000	10,710
第10段階	1.9000	11,970
第11段階	2.1000	13,230
第12段階	2.3000	14,490
第13段階	2.4000	15,120
基金取崩額		274,000,000

③×B

	基準額に対する割合	
	第9期 (R6-R8)	月額
第1段階	0.2900	1,827
第2段階	0.4850	3,056
第3段階	0.6900	4,347
第4段階	0.9000	5,670
第5段階	1.0000	6,300
第6段階	1.2000	7,560
第7段階	1.3000	8,190
第8段階	1.5000	9,450
第9段階	1.7000	10,710
第10段階	1.9000	11,970
第11段階	2.1000	13,230
第12段階	2.3000	14,490
第13段階	2.4000	15,120
基金取崩額		261,000,000

①×C

	基準額に対する割合	
	第9期 (R6-R8)	月額
第1段階	0.2600	1,638
第2段階	0.4700	2,961
第3段階	0.6800	4,284
第4段階	0.9000	5,670
第5段階	1.0000	6,300
第6段階	1.2000	7,560
第7段階	1.3000	8,190
第8段階	1.5000	9,450
第9段階	1.7000	10,710
第10段階	1.9000	11,970
第11段階	2.1000	13,230
第12段階	2.3000	14,490
第13段階	2.6000	16,380
基金取崩額		269,500,000

②×C

	基準額に対する割合	
	第9期 (R6-R8)	月額
第1段階	0.2750	1,733
第2段階	0.4800	3,024
第3段階	0.6850	4,316
第4段階	0.9000	5,670
第5段階	1.0000	6,300
第6段階	1.2000	7,560
第7段階	1.3000	8,190
第8段階	1.5000	9,450
第9段階	1.7000	10,710
第10段階	1.9000	11,970
第11段階	2.1000	13,230
第12段階	2.3000	14,490
第13段階	2.6000	16,380
基金取崩額		254,000,000

③×C

	基準額に対する割合	
	第9期 (R6-R8)	月額
第1段階	0.2900	1,827
第2段階	0.4850	3,056
第3段階	0.6900	4,347
第4段階	0.9000	5,670
第5段階	1.0000	6,300
第6段階	1.2000	7,560
第7段階	1.3000	8,190
第8段階	1.5000	9,450
第9段階	1.7000	10,710
第10段階	1.9000	11,970
第11段階	2.1000	13,230
第12段階	2.3000	14,490
第13段階	2.6000	16,380
基金取崩額		241,000,000

◎所得段階別第1号被保険者数の実績と見込

「第8期」の所得段階別第1号被保険者数

	基準所得金額(円)	所得段階別第1号被保険者数(人)					
		R3実績		R4実績		R5見込	
第1段階	—	2,673	10.5%	2,696	10.6%	2,623	10.6%
第2段階	—	1,831	7.2%	1,898	7.4%	1,972	8.0%
第3段階	—	1,900	7.5%	2,015	7.9%	2,018	8.2%
第4段階	—	3,142	12.3%	2,932	11.5%	2,576	10.4%
第5段階	—	5,457	21.4%	5,567	21.8%	5,405	21.9%
第6段階	—	4,809	18.9%	4,807	18.8%	4,653	18.9%
第7段階	1,200,000	2,921	11.5%	2,838	11.1%	2,663	10.8%
第8段階	2,100,000	1,278	5.0%	1,288	5.0%	1,267	5.1%
第9段階	3,200,000	497	2.0%	532	2.1%	520	2.1%
第10段階	4,100,000	270	1.1%	241	0.9%	257	1.0%
第11段階	5,000,000	137	0.5%	153	0.6%	161	0.7%
第12段階	5,900,000	108	0.4%	104	0.4%	96	0.4%
第13段階	6,800,000	428	1.7%	449	1.8%	446	1.8%
計	—	25,451	100%	25,520	100%	24,657	100%
第1号被保険者	—	25,451	—	25,520	—	24,657	—

「第9期」の所得段階別第1号被保険者数見込

	基準所得金額(円)	所得段階別第1号被保険者数(人)					
		R6		R7		R8	
第1段階	—	2,596	10.64%	2,593	10.64%	2,587	10.64%
第2段階	—	1,952	8.00%	1,949	8.00%	1,945	8.00%
第3段階	—	1,997	8.18%	1,995	8.18%	1,990	8.18%
第4段階	—	2,550	10.45%	2,546	10.45%	2,540	10.45%
第5段階	—	5,350	21.92%	5,343	21.92%	5,330	21.92%
第6段階	—	4,605	18.87%	4,600	18.87%	4,588	18.87%
第7段階	1,200,000	2,636	10.80%	2,632	10.80%	2,626	10.80%
第8段階	2,100,000	1,254	5.14%	1,252	5.14%	1,249	5.14%
第9段階	3,200,000	515	2.11%	515	2.11%	513	2.11%
第10段階	4,100,000	254	1.04%	254	1.04%	254	1.04%
第11段階	5,000,000	159	0.65%	159	0.65%	159	0.65%
第12段階	5,900,000	95	0.39%	95	0.39%	94	0.39%
第13段階	6,800,000	441	1.81%	441	1.81%	440	1.81%
計	—	24,404	100%	24,374	100%	24,315	100%
第1号被保険者	—	24,404	—	24,374	—	24,315	—

保険料が減額する人数	6,545人	6,537人	6,522人
保険料が増額する人数	949人	949人	947人

介護保険事業準備基金残高	905,197,515円
--------------	--------------

パブリックコメントの実施内容について

介護保険運営協議会のご意見を踏まえて計画素案に修正を加え、パブリックコメント（みなさんからの意見募集）を実施します。

○実施期間

令和5年12月6日（水）から12月26日（火）まで

○閲覧場所

市のホームページのほか、次の施設の窓口

【燕地区】燕サービスコーナー（燕庁舎内）、中央公民館、各公民館、燕市体育センター、燕図書館

【吉田地区】市役所、保健センター、吉田公民館、吉田総合体育館、粟生津体育文化センター、吉田北体育文化センター、吉田ふれあいセンター、燕市民交流センター

【分水地区】分水サービスコーナー（分水公民館内）、分水総合体育館

○提出方法

- ・市ホームページ内の専用フォームで提出もしくは、市ホームページからダウンロードした様式を電子メールで提出
- ・閲覧場所に備え付けてある意見書を持参か、郵送、ファクスにて提出

○結果の公表

お寄せいただいた意見は、市の考え方とともに市ホームページで公表します（氏名などは公表しません）。なお、意見に対する個別の回答はしません。

○その他

計画策定時期が同じ燕市障がい者基本計画等の計画も同様にパブリックコメントを実施予定です。

令和5年度燕市地域包括支援センター委託事業
中間評価結果について

	今年度の成果	課題
おおまがり	<p>最重点目標：</p> <p>①地域住民や関係機関と協力し、今年度圏域に新たな通いの場の立ち上げを目指します。</p> <p>②小池中学校と連携し、全学年で連続して認知症を学ぶ機会を提供し、認知症の理解を深めていきます。</p>	
	<p>・集いの場の立ち上げに向けて、ワーキングが立ち上がり具体的な内容を検討した。まずはやってみようということで一致し、実際の立ち上げに向けて、プレ開催をすることになった。11月19日(日)開催予定。</p> <p>・小池中学校との認知症循環型学習が今年度で3年目の取り組みとなり、全学年を通じて学べる認知症の学習プログラムが完成した。</p>	<p>・次年度には、介護予防ための通いの場としての「通所型サービスB」となることを目標に、課題を整理しながら実施していく必要がある。</p> <p>・小池中学校での認知症の学習は今後も継続していく。</p> <p>・認知症の理解を促進するために、小池中学校だけではなく、他の学校や地域にも広げていけるとよい。</p>
さわたり	<p>最重点目標：</p> <p>個別地域ケア会議の機能を強化し、介護支援専門員の支援と住みやすい地域づくりを目指します。</p>	
	<p>・個別地域ケア会議の機能強化に向け、民生児童委員協議会で会議の説明を行った。</p> <p>・圏域のケアマネ事業所を全事業所訪問し、情報交換を行った。</p> <p>・随時の個別地域ケア会議を初めて開催した。</p>	<p>・会議の参加者に対して、目的や参加の意識づけまではできておらず、会議への参加協力となっている。</p> <p>・ケアマネのタイムリーな困りごとについて、地域ケア会議での検討が行えていない。会議の機能や流れを周知しケアマネ支援となるような会議開催に向け精査していく。</p>
吉田	<p>最重点目標：</p> <p>新型コロナ感染の影響でフレイル状態の高齢者が増えているため、フレイル予防と状態悪化者への介護予防を実施し、フレイル該当者の減少を図ります。</p>	
	<p>・R4年度に実施したフレイル調査の結果をまとめ、協力サロンにフィードバック訪問を実施した。その結果、運動を中心に活動しているサロンや交流を求めているサロンなど目的は様々で、支援側から一方的に予防方法を伝えたとしても継続したサロンでの取り組みにはつながらないことがわかった。</p>	<p>・支援者と運営者が相談しながら、細かく目標設定をして予防行動の定着を促すことが必要となる。</p> <p>・フレイル予防実践のためのサロンへのモデル的介入について、対象グループを選定した。保健センターを始めとする関係者と評価ツールの検討や対象者への意識づけを目的とした説明会などについて検討を予定している。R6年度に実施予定。</p>
分水	<p>最重点目標：</p> <p>認知症についての本人の理解、家族の理解の底上げをして、専門職の想いと噛み合わせていきます。</p>	
	<p>・チームオレンジについては、今後国上地区サロンを中心に取り組みを進めていく。</p> <p>・認知症サポーター養成講座の開催</p> <p>①6月 竹ヶ花地区 地域住民を対象</p> <p>②11月 分水小学校6年生(分水小学校区まちづくり協議会と連携、声掛け体験と合同開催)</p> <p>③3月 分水高校1年生対象</p> <p>④時期未定 生きがい広場地蔵堂デイサービス</p>	<p>・「チームオレンジにつながるいいな」と思われる対象者がいても実際には結びついていない現状がある。実際の取り組み事例を職員が経験することで次に活かせるといい。</p> <p>・認知症サポーター養成講座は、これまでのつながりがあるところ、当事者がいる地域等、必要な所で開催している。圏域内で小中高校、地域と体系的に講座開催できるよう話し合いを進めている。</p>

地域包括支援センターの体制について

名称	燕市地域包括支援センターおおまがり
住所	燕市大曲 2472 番地 1 (特別養護老人ホーム白ふじの里内)
電話番号	0256-61-6165
担当圏域	西燕町、桜町、秋葉町 2 丁目～4 丁目、水道町、寿町、白山町、廿六木、小池、小池新町、柳山、杉名、杉柳、道金、八王寺、大曲、緑町
職員数	6 名
職員配置	主任介護支援専門員 2 名 保健師 1 名 社会福祉士 2 名 介護支援専門員 1 名
営業時間	8 : 30 ~ 17 : 30 (1/1、1/2 を除く)
委託先法人	社会福祉法人 つばめ福祉会

名称	燕市地域包括支援センターさわたり
住所	燕市佐渡 741 番地 1 (特別養護老人ホームさわたりの郷内)
電話番号	0256-62-2900
担当圏域	南、井土巻、東町、小高、佐渡、灰方、灰方南、関崎、三王淵、二階堂、又新、勤新、小古津新、大船渡、小中川、新生町、花園町、小牧、栄町、中川、四ツ屋、次新、児ノ木、松橋、長渡、館野、長所、殿島、秋葉町 1 丁目、仲町、宮町、穀町、新町、朝日町、日之出町、幸町、本町、中央通、下太田、新栄町、寺郷屋、前郷屋
職員数	7 名
職員配置	主任介護支援専門員 2 名 保健師 1 名 社会福祉士 2 名 介護支援専門員 2 名
営業時間	8 : 30 ~ 17 : 30 (1/1、1/2 を除く)
委託先法人	社会福祉法人 つばめ福祉会

名称	燕市吉田地区地域包括支援センター
住所	燕市吉田大保町 25 番 15 号 (ひまわりの園相談センター内)
電話番号	0256-94-7676
担当圏域	吉田地区
職員数	7 名
職員配置	主任介護支援専門員 1 名 保健師 1 名 社会福祉士 3 名 介護支援専門員 2 名
営業時間	8 : 30 ~ 17 : 30 (1/1、1/2 を除く)
委託先法人	社会福祉法人 吉田福祉会

名称	燕市分水地区地域包括支援センター
住所	燕市新堀 1138 番地 1 (分水健康福祉プラザ内)
電話番号	0256-97-7113
担当圏域	分水地区
職員数	6 名
職員配置	主任介護支援専門員 1 名 保健師 1 名 社会福祉士 3 名 介護支援専門員 1 名
営業時間	8 : 30 ~ 17 : 30 (12/31 ~ 1/3 を除く)
委託先法人	社会福祉法人 桜井の里福祉会

【高齢者数、職員体制等】

R5. 4. 1 現在

	人口	高齢者数	高齢化率	職員数	職員1名あたりの 高齢者数
市全体	77,021	24,455	31.75%	26	940
おおまがり	19,264	5,827	30.25%	6	971
さわたり	21,815	6,910	31.68%	7	987
吉田	23,083	7,162	31.03%	7	1,023
分水	12,859	4,556	35.43%	6	759

・職員1名あたりの高齢者数は他市に比べて低いことから、手厚い人員配置となっている。

【R4 年度相談件数】

	総合相談	権利擁護	包括的・継続 的ケアマネジ メント	介護予防支援	介護予防ケア マネジメント
市全体	15,467	4,647	865	3,830	3,094
おおまがり	2,898	827	203	856	607
さわたり	5,945	1,490	122	717	914
吉田	3,800	879	128	1,031	610
分水	2,824	1,451	412	1,226	963

(5) その他

① 燕市権利擁護支援者養成講座について

- ・ 11月21日(火)～令和6年1月26日(金)のうち6日間で、燕市権利擁護支援者養成講座を開催し、増加する権利擁護支援ニーズに応えるため、県内初の取組となる、福祉従事者等を市民後見人に養成します。
(詳細は2ページの資料を参照)

② 介護認定調査タブレットPCの導入について

- ・ これまで介護認定調査では、複雑な調査基準の理解や習得に時間がかかることによる調査員不足や、調査員ごとに記述内容のばらつきが出るのが課題となっていました。
燕市ではこうした課題に対応するため、11月1日(水)から県内で初めて介護認定調査用のタブレットPCを導入しました。本取組を通じて、申請から認定結果までにかかる期間の短縮を図るとともに、調査の効率化や調査員スキルの平準化を図ることで、調査員1人あたりの調査件数を増加させ、市民の利便性向上に努めていきます。
(詳細は3ページの資料を参照)

③ キャリアテン介護職員等表彰式について

- ・ 11月9日(木)、10日(金)に燕市役所つばめホールでキャリアテン介護職員等表彰式を開催し、事業所で10年以上勤務した介護職員等57名を表彰しました。

④ 介護・福祉学びの収穫祭について

- ・ 11月7日(火)から24日(金)まで燕市役所エントランスホールとつばめホールで、介護・福祉学びの収穫祭を開催中です。
今年は、事業所の従事者が直接介護方法を教える「介護教室」を新たに開催しました。また、例年展示していた介護事業所のPRポスターに代わり、小池中学校の生徒が認知症の学習の中で学んだことをまとめたポスターを展示しています。

県内初！福祉従事者等を市民後見人として養成

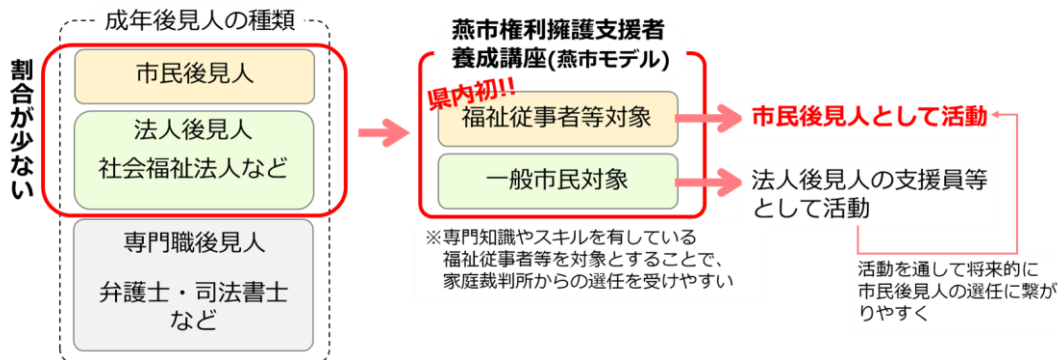
－「燕市モデル」で権利擁護・成年後見制度のニーズに応えます－

近年、認知症や精神障がい等を理由として権利擁護ニーズが高まる一方で、成年後見人の担い手不足が課題となっています。燕市では、増加する権利擁護支援ニーズに応えるため、県内初の取組となる、福祉従事者等を市民後見人に養成します。福祉従事者等を対象として専門性を担保することで選任比率の低い市民後見人を増やし、成年後見制度の担い手確保を図ります。また、講座に先立ち、受講を検討している方を対象にした事前説明会を開催します。

【燕市権利擁護支援者養成講座（燕市モデル）の概要】

1.特徴：これまで実施されてこなかった市民後見人の養成に着目

- ・福祉従事者等を対象に市民後見人として養成する。
- ・一般市民向けに、法人後見支援員として活動できるようにすることで、法人後見人の受入数を増やすとともに、後の市民後見人の選任可能性を高める。



※市民後見人とは

弁護士や司法書士などの資格を持たない親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村の支援を受けて後見業務を適正に担います。主な業務は、金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助支援などです。家庭裁判所から選任され、後見内容に基づいて家庭裁判所により報酬額が決定されます。

2.講座日程：11月21日(火)～令和6年1月26日(金)のうち6日間

3.募集期間：10月17日(火)～11月7日(火)

4.事前説明会：10月17日(火) 午後1時30分～3時

5.説明会会場：燕市民交流センター（燕市吉田日之出町 1-1）

6.申込方法：申し込み方法その他詳細は、市公式ホームページをご覧ください。



▲市公式ホームページ

「子育てするなら燕市で」



には理由がある。

本件についてのお問い合わせ先
健康福祉部 長寿福祉課：小田嶋
健康福祉部 社会福祉課：西川
電話：0256-77-8157（直通）

県内初！介護認定調査でタブレット PC を導入

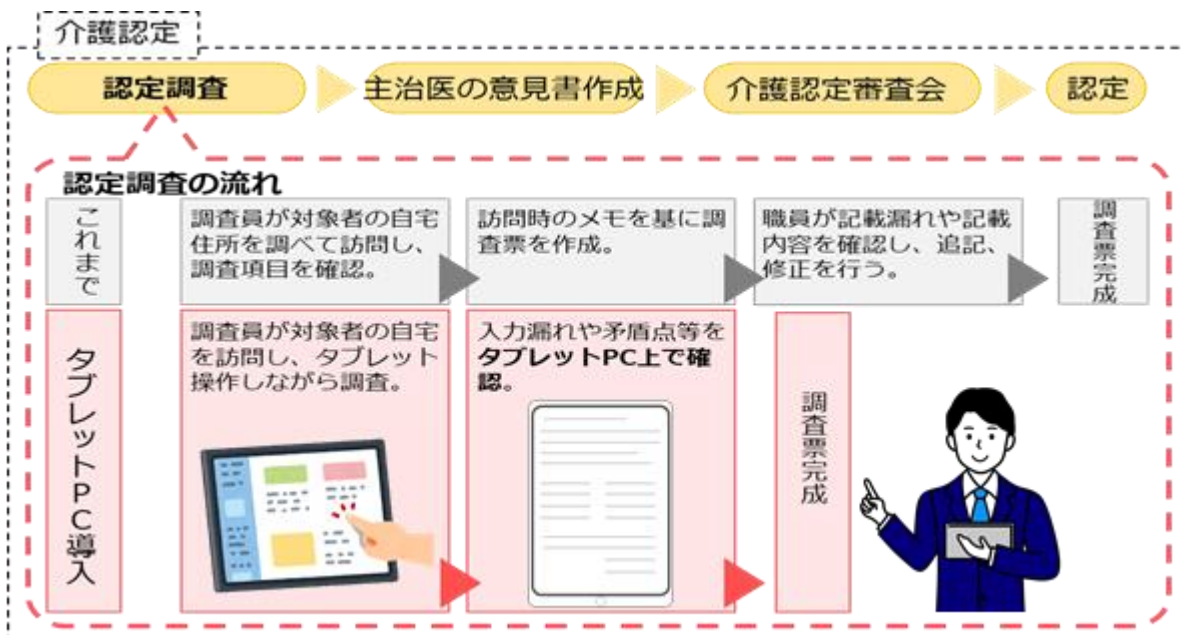
－デジタル化により調査の効率化・平準化を目指します－

これまで介護認定調査では、複雑な調査基準の理解や習得に時間がかかることによる調査員不足や、調査員ごとに記述内容のばらつきが出るのが課題となっていました。

燕市ではこうした課題に対応するため、11月1日から県内で初めて介護認定調査用のタブレット PC を導入します。本取組を通じて、申請から認定結果までにかかる期間の短縮を図るとともに、調査の効率化や調査員スキルの平準化を図ることで、調査員1人あたりの調査件数を増加させ、市民の利便性向上に努めます。

【介護認定調査タブレット PC 導入の概要】

- 1.導入開始日：11月1日(水)
- 2.導入システム：MCWEL 介護保険 訪問調査モバイル V2
- 3.導入メリット：
 - ・ 選択式入力で文書の自動作成が可能となり、記述のばらつき防止。
 - ・ 入力漏れや矛盾点等の自動確認が可能。
 - ・ 調査の平準化により、新人調査員の研修期間が短縮できる。 など
- 3.導入イメージ：



※介護保険サービスを受けるためには、介護認定調査を経て要介護(要支援)認定を受ける必要があります。

「子育てするなら燕市で」



には理由がある。

本件についてのお問い合わせ先
長寿福祉課 介護保険係：込山、外山
電話：0256-77-8177 (直通)